

湖周地区ごみ処理施設整備事業

特定事業の選定

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

湖周行政事務組合

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に準じて、湖周地区ごみ処理施設整備事業を特定事業として選定したので、同法第8条1項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成25年3月25日

湖周行政事務組合 組合長 今井 竜五

1 事業概要

(1) 事業名称

湖周地区ごみ処理施設整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

(3) 公共施設等の管理者

湖周行政事務組合 組合長 今井 竜五

(4) 事業目的

湖周行政事務組合（以下、「組合」という。）を構成する岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町の湖周地区では、各々独自の施設によって廃棄物を処理してきたが、各施設とも老朽化が進行したため、広域的に共同で、新施設の整備を行うこととした。

本事業は、ごみ処理施策をより効率的かつ効果的に推進するため、施設の設計・建設及び運営を行うことを目的とする。

(5) 本施設の概要

ごみ焼却施設	建設予定地	長野県岡谷市字内山 4769 番の 14 ほか
	施設規模	全連続燃焼ストーカ式：110t/24h（55t：2 炉）
ごみ焼却施設に関するその他施設	計量棟、外構施設等	

(6) 処理対象物

- ・2市1町から発生する、家庭系一般廃棄物
- ・2市1町から発生する、事業系一般廃棄物
- ・2市1町から発生する、災害廃棄物 等

(7) 事業内容

ア 事業方式

DBO方式

イ 事業期間

- ・設計・建設期間：平成25年12月から平成28年8月までの2年9ヶ月間
- ・運営期間：平成28年9月から平成48年8月までの20年間

ウ 事業の対象となる業務範囲

(ア) 事業者が行う業務

①本施設の設計・建設に関する業務

1) 本施設の設計

- 2) 本施設の建設
- 3) 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- 4) 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- 5) 生活環境影響調査の支援
- 6) 組合が行う許認可申請支援
- 7) 建設工事に係る許認可申請
- 8) 近隣対応（事業者が負担すべき範囲）

②本施設の運営に関する業務

- 1) 受付業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) 環境管理業務
- 6) 売電業務（余熱利用業務）
- 7) 見学者対応支援、近隣対応（事業者が負担すべき範囲）等のその他関連業務

（イ）組合が行う業務

①本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- 2) 生活環境影響調査（再評価）
- 3) 交付金申請
- 4) 施設設置に係る届出
- 5) 本施設の設計・建設工事監理
- 6) その他これらを実施する上で必要な業務

②本施設の運営に関する業務

- 1) 近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- 2) 運営モニタリング
- 3) 本施設の見学者対応
- 4) 焼却残さ等の運搬・処分
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

エ 事業者の収入

（ア）本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設 J V 等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

（イ）本施設の運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に 1 回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

2 組合が直接事業を実施する場合とDBOで実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をPFI法に準じた事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・組合の財政負担見込額による定量的評価
- ・DBO事業として実施することの定性的評価
- ・事業者に移転するリスクの評価
- ・上記による総合的評価

なお、組合の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 組合の財政負担見込額による定量的評価

ア 組合の財政負担額算定の前提条件

組合が、本事業を自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出方法

項目	組合が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
①利用者収入などの算出方法	—	—	—
②設計・建設業務に係る費用の算出方法	建設費	同左	・組合が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・DBO事業として実施する場合の費用は、組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③運営・維持管理業務に係る費用の算出方法	運営費 ・用役費（電気費用、水道費用、燃料費用、薬品・副資材費用） ・運転費（人件費） ・点検補修費（定期的な点検整備・補修工事、突発的な補修、予備品・消耗品、法定点検費等を	同左	・組合が自ら実施する場合の用役費、運転費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・DBO事業として実施する場合の用役費は、組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。ただし、電気費用、水道費用については、組合が自ら実施する場合の費用と同額と設定した。 ・DBO事業として実施する場合の運転費については、人員削減を見込み設定した。 ・点検補修費については、組合が自ら実施

項目	組合が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
	含む)		する場合、DBO事業として実施する場合のそれぞれの建設費をもとに設定した。ただしDBO事業として実施する場合の法定点検費は、組合が自ら実施する場合の費用と同額と設定した。
④資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	・起債については、交付金対象内については交付金を控除した額に対して90%、交付金対象外については75%を充当する。償還期間15年（据置3年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。
⑤施工監理費用	施工監理費用	同左	・工事費の2.5%
⑥その他の費用	公共経費	公共経費 モニタリング費 運転資金 開業準備費 SPC経費	・DBO事業として実施する場合は、モニタリング費、DBO事業実施に係る運転資金、開業準備費及びSPC経費を計上。 ・公共経費については、DBO事業として実施する場合には、組合が自ら実施する場合の費用の半額を設定。

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」（衛環第18号平成12年3月10日）より設定
②物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方のこと。ここでは、組合が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、組合が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、8.7%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
①組合が自ら実施する場合 (現在価値ベース)	93.8 億円	交付金・売電収入を控除済み
②DBO事業として実施する場合 (現在価値ベース)	85.6 億円	交付金・売電収入を控除済み
③VFM (金額)	8.2 億円	①－②
④VFM (割合)	8.7%	③÷①

(3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO事業により実施する場合、組合の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設及び維持管理の効率化

本施設の設計・建設及び運營業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運営が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運営内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、8.7%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に準じて特定事業として選定する。